

4. 時短推進体制整備の推進

建設業において労働時間短縮に取り組むためには、中央のみならず各地方においても、総合工事業者・専門工事業者・建設業界団体が相互に連携して申合せ等を行うことにより時短推進体制を整備することが必要です。

〈推進体制整備の例〉

(社)宮城県建設業協会、(社)宮城県建設専門工事業団体連合会、宮城県管工業協同組合、宮城県電気工事工業組合では、平成8年10月1日から試行的に週40時間労働制へ移行するため、次の協定書を締結しています。

週40時間労働制の施行に関する協定書

宮城県建設業協会、宮城県建設専門工事業団体連合会、宮城県管工業協同組合及び宮城県電気工事工業組合は、平成9年4月1日の法定週40時間労働制への移行に際し、平成8年10月1日から試行的に週40時間労働制を実施することとし、下記事項について協定いたします。

記

1. 実施期間 平成8年10月1日から
平成9年3月31日まで
2. 労働時間 週40時間労働制
(1年単位変形労働時間制)
 - 1) 始業時刻 8:00
 - 2) 終業時刻 17:00
 - 3) 休憩 12:00～13:00
10:00～10:15
15:00～15:15
(所定労働時間 7時間30分)
3. 休日等
 - 1) 日曜日並びに毎月第2、第4土曜日
 - 2) 国民の祝祭日
 - 3) 年末年始休暇
(12月29日から1月5日まで)
4. 実施事業所 四団体会員所属の全事業所及び全建設現場
5. 災害、事故等の事由により緊急を要する工事についてはこの限りではない。